

○世田谷区スポーツ推進審議会条例施行規則

平成20年 3 月31日規則第22号

改正

平成23年12月 9 日規則第59号

世田谷区スポーツ推進審議会条例施行規則

題名改正〔平成23年規則59号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区スポーツ推進審議会条例（平成 8 年10月世田谷区条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成23年規則59号〕

(世田谷区スポーツ推進審議会の委員)

第 2 条 条例第 3 条に規定する世田谷区スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次のとおりとする。

(1) スポーツに関する学識経験のある者 18人以内

(2) 関係行政機関の職員 2人以内

一部改正〔平成23年規則59号〕

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第6条 専門的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため必要があると審議会が認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 小委員会に委員長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、小委員会を招集し、小委員会の事務を掌理する。

5 委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員のうちから、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

6 小委員会の議事の定足数及び表決数については、前条の規定を準用する。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月9日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行する。